

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 9 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600112号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600063号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

私のA社における厚生年金保険の加入記録には、請求期間の標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された銀行預金通帳(写し)、A社から提出された平成22年夏期賞与分請求書及び同社の回答(以下「賞与資料等」という。)から判断すると、請求者は、平成22年7月9日に、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与資料等により認められる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年7月9日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。